

# 会員以外の方もお申込みできます!!

～伊勢青色申告会へご紹介下さい～

安心 安全 国がつくった

## 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を  
中小機構が  
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

#### 契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

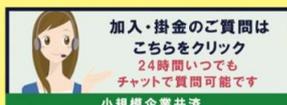
#### 共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】 平日 9:00～17:00

チャットボットなら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。  
詳しくは下記のQRコード又はホームページからご確認ください。



小規模共済

検索

Be a Great Small.  
中小機構

2021.6

詳しくは、伊勢青色申告会まで ☎0596-26-0016

# 節税で、今日からおトク。 確かな備えで、未来もナットク。

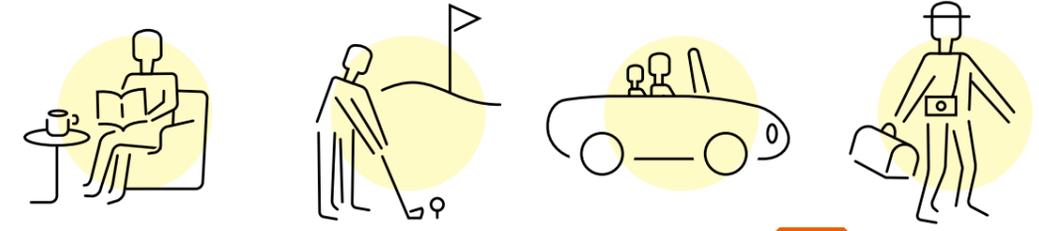
規模は小さくても、ひたむきに頑張る経営者の方を応援したい。

そんな思いから生まれた、小規模企業共済制度。掛金が全額所得控除になる

今のおトクと、積み立てによる未来のナットクがひとつになった、

従業員20名以下(\*)の企業経営者のための制度です。

※宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業の場合は、常時使用する従業員は5名以下



## 実際に、どれだけおトクなの？



【例】課税された平均所得金額が400万円、  
月々3万円の掛金を15年間納付したSさんが  
共済金Aを受取った場合。

節税額合計：109,500円<sup>\*</sup>×15年=1,642,500円  
掛金合計額=5,400,000円<sup>\*</sup> 共済金A：6,033,000円  
受取額-納付額=633,000円

合計 **2,275,500円**

※一括受取の場合は、退職所得扱いとなります。

### 節税

掛金は全額「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

### 経営者の退職金

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者の方が、事業をやめられた後の生活の備えとなる「経営者の退職金」です。

## 小規模企業共済のポイント 国がつくった、安心でおトクな制度です。

**POINT 1**

掛金は月1,000円～70,000円の範囲内で自由に設定可能。  
加入後も、いつでも変更できます。

**POINT 2**

共済金は、退職・廃業時等に受取り可能。  
満期や満額はありません。

**POINT 3**

共済金を一括で受取ると、「退職所得扱い」になり、  
掛けた年数に応じて控除額が増えます。

**POINT 4**

共済金を分割で受取ると、「公的年金等の雑所得扱い」になり、  
公的年金と同じ扱いになります。

**POINT 5**

共済金の受給権は差し押さえ禁止。  
将来の安心を、しっかり守ることができます。

**POINT 6**

納付した掛金の範囲内で、事業資金等の貸付けも可能。  
もしもの時の、サポートにもなります。

## 掛金の全額所得控除による節税額一覧表

課税される所得金額	加入前の税額 (所得税+住民税)	加入後の節税額		
		掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	36,500円	★109,500円	241,300円
600万円	1,393,700円	36,500円	109,500円	255,600円

※中小機構ホームページ「加入シミュレーション」でご自身の節税額を、ご確認いただけます。

## 共済金額一覧表

掛金月額が10,000円の場合(掛金月額を30,000円とする場合は、下記の表の金額を3倍にしてください)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A(A共済事由)	共済金B(B共済事由)
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人事業の廃止</li> <li>■ 個人事業主の死亡</li> <li>■ 会社等の解散 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 老齢給付(※)</li> <li>■ 会社等役員の疾病・負傷・65歳以上の退職</li> <li>■ 会社等役員の死亡 など</li> </ul> <small>※65歳以上で180か月以上掛金を納付した方に限る。</small>
5年	600,000円	621,400円	614,600円
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円
15年	★1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円

※共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。